

東京都大学生等奨学金給付条例（案）

（目的）

第一条 この条例は、東京都の区域内（以下「都内」という。）に住所を有する者の子弟又はこれに準ずる者であつて、大学、短期大学、高等専門学校、第四学年以上及び専攻科又は専修学校の専門課程に進学又は進級し、在学するもののうち、勉学意欲がありながら経済的事由により特に修学困難なものに対し、修学上必要な学資金の一部（以下「奨学金」という。）を給付することにより、教育を受ける機会の均等を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 大学 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第八十三条第一項に規定する大学（法第九十一条第二項に規定する専攻科、同条第三項に規定する別科、法第九十九条第一項に規定する大学院及び次号に掲げるものを除く。）をいう。

二 短期大学 法第八十二条第二項の短期大学をいう。

三 高等専門学校 法第一百五十五条第一項に規定する高等専門学校をいう。

四 専修学校 法第二百二十四条に基づき設置された専修学校をいう。

五 生計維持者 奨学金の給付を受けようとする者を、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十三号に規定する控除対象配偶者若しくは同項第三十四号に規定する扶養親族とする者又はこれらに準ずる者として東京都規則（以下「規則」という。）で定めるものをいう。

（受給資格）

第三条 奨学金の給付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えなければならない。

一 生計維持者又は生計維持者がいない場合は奨学金の給付を受けようとする者が、奨学金の給付が開始される月（給付の対象となる期間の最初の月をいう。）の最初の日に、都内に住所を有すること。

二 同種の奨学金を国又は他の地方公共団体から給付されていないこと。

三 次のいずれかに進学又は進級し、在学していること。ただし、既にこれらの学校又は課程を卒業又は終了した者を除く。

イ 大学（通信教育学部にあつては、全科履修生に限る。）

ロ 短期大学

ハ 高等専門学校の第四学年以上及び専攻科

ニ 専修学校の専門課程

ホ 法に定める学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものうち当該教育を行うにつき他の法令に特別な規定が置かれる課程で、大学に相当する教育を行うと独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認めるもの（防衛大学校（防衛省設置法第十五条）、防衛医科大学校（同法第十六条）、海上保安大学校（国土交通省組織令第二百五十四条）及び気象大学校（国土交通省組織令第二百三十四条）を除く。）

四 前号に掲げる学校又は課程を、満六十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間に卒業又は修了する見込みのあること。

五 生計維持者又は生計維持者がいない場合は奨学金の給付を受けようとする者の市町村民税所得割（奨学金が給付される月の属する年度（当該月が四月から六月までの月であるときは、その前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）をいう。）の額（生計維持者が二人以上いるときは、その全員の市町村民税所得割の額を合算した額）

が五万一千三百円未満であること。

2 前項各号に定めるもののほか、日本国籍を有しない者は、規則で定める要件を備えていなければならない。
(給付額)

第四条 奨学金は、月を単位として給付するものとし、その額は、一月につき、二万円とする。

(奨学金の給付申請)

第五条 奨学金の給付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(奨学金の給付決定)

第六条 知事は、前条の申請を受けたときは、速やかに申請内容を審査の上、奨学金の給付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

(奨学金の給付方法及び給付期間)

第七条 知事は、前条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）に対し、奨学金を給付する。

2 前条の規定により給付の決定をした奨学金は、月ごとに給付する。ただし、第三条第一項第三号に掲げる学校又は課程に進学又は進級した年度に限り、当該決定をした日の属する年度の最初の月から、当該決定をした日の属する月までの分の奨学金は、当該決定をした日の属する月の翌月に給付する。

3 奨学金の給付期間は、前条に規定する給付の決定をした日の属する当該年度の最初の月から、受給者が進学又は進級し、在学する学校又は課程の正規の修業年限の終了する月までとする。この場合において、受給者が休学した期間は正規の修業年限に算入しないものとする。

(届出)

第八条 受給者は、毎年、規則で定めるところにより、前年の世帯の収入状況等を知事に届け出なければならない。

い。

2 受給者は、申請内容に変更が生じたときは、速やかに知事に届け出なければならぬ。

(奨学金の打切り等)

第九条 知事は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を打ち切ることができる。

一 第三条第一項に規定する要件を備えなくなったとき。

二 死亡したとき。

三 奨学金の給付を辞退したとき。

四 不正な手続により奨学金の給付を受けたとき。

五 修学する上で、必要な学資以外の用途に奨学金を使用したとき。

六 前各号に掲げるもののほか、奨学金を給付することが適当でないと知事が認めるとき。

2 知事は、規則で定めるところにより、奨学金の給付を休止することができる。

(奨学金の返還)

第十条 知事は、受給者が前条の規定に該当したときは、規則で定めるところにより、給付した奨学金の全部又

は一部の返還を求めることができる。

(委任)

第十一条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

勉学の意欲がありながら経済的事由によって修学が困難な者に対して、学資金の一部を給付することにより、教育を受ける機会の均等を図る必要がある。

